

環 廃 第 207 号
令和 3 年 5 月 13 日

県内各関係団体代表者 様

静岡県くらし・環境部環境局
廃棄物リサイクル課長

令和 3 年度ごみ削減推進キャンペーンの実施について（通知）

日頃より、ごみの散乱防止及びごみの削減や 3 R の推進について御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

例年、環境省のごみ減量・リサイクル推進週間（5 月 30 日～6 月 5 日）に合わせて「ごみ削減推進キャンペーン」を実施し、貴団体の会員の皆様への周知及び地域の散乱ごみ一斉回収の清掃活動等への参加について御協力をお願いしていたところですが、昨今の新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、例年通りの地域コミュニティにおける清掃活動（クリーン作戦）等の住民や NPO/NGO 等の主体が多数参加する形式の統一的な事業実施は慎重に検討する必要があること等を踏まえ、今年度も昨年度同様に実施内容について大幅に変更し、本キャンペーンを実施しますので、御承知おきくださいますようお願いいたします。

貴団体におかれましては、個々の状況に応じて、ウェブサイトや SNS を活用した意識啓発などに取り組んでいただきますようお願いいたします。

なお、令和 3 年度からは、本週間が 6 月の「環境月間（6 月 1 日～6 月 30 日）」に組み込まれ、1 か月の取組期間となりましたことを申し添えます。

担 当 資 源 循 環 班 岩 清 水
電 話 054 - 221 - 3349
F A X 054 - 221 - 3553
E-mail hai@pref.shizuoka.lg.jp

令和3年度ごみ削減推進キャンペーン実施計画

1 目的

県民総参加による循環型社会の形成を目指し、本県の誇る恵み豊かな環境を将来の世代に引き継ぐためには、環境に配慮した行動の気運を醸成するとともに、身近な地域の住民参加によるごみ削減や環境美化、リサイクル推進の取組が必要である。

このため、静岡県では市町、各関係機関・団体と連携し、県内各地で「ごみ削減推進キャンペーン」を展開する。

2 実施主体及び参加機関

実施主体：静岡県

参加機関（予定）：市町、関係機関・団体

3 実施期間

令和3年6月1日（火）から6月30日（水）までの1ヶ月とする。（ただし、各主体に広く認知されている5月30日（ごみゼロの日）を起点にするなど、地域の実情によりこの期間を標準として適切な期間を選定して差し支えないものとする。）

4 実施内容

(1) ごみ削減推進キャンペーン（別紙1参照）

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、県として例年どおりの地域コミュニティにおける多くの住人が参加する形式の清掃活動は統一的に実施しない。また、個別の美化活動の中止は求めない。

実施主体及び参加機関は、感染症拡大防止に配慮した取組等を検討することにより、地域の状況に応じた、ごみ減量やリサイクル推進に関する以下の取組を行うものとする。

ア 広報誌等による啓発普及、海洋プラスチックごみ防止6R県民運動、食品ロス削減に関すること、各種リサイクル法等に関する広報活動

イ WebサイトやTwitter（ツイッター）等のSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）を活用しての情報発信等の意識啓発

ウ 古物市（フリーマーケット）の開催

エ 研修会や学校における出前授業の実施（※動画やリモートによる取組も含む。）

オ 清掃センター等関係施設の見学会の開催

カ 作文・絵画コンクールの開催

キ ポイ捨て禁止の普及啓発

ク 廃棄物処理における新型コロナウイルス感染症対策に関する周知や専門的助言の実施

ケ その他（清掃活動等）

5 実施結果の報告（市町のみ）

キャンペーン終了後、市町は別紙様式（エクセルファイル）により、令和3年7月16日（金）までに県廃棄物リサイクル課あて実施結果を報告する。

(写)

環 循 適 発 第 2105072号
令 和 3 年 5 月 7 日

各都道府県知事 殿

環境省環境再生・資源循環局長
(公印省略)

令和3年度「ごみ減量・リサイクル推進の取組」の実施について

平素より廃棄物適正処理の推進について、格別の御理解・御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

標記について、昨年度まで5月30日から6月5日までの1週間にわたり「ごみ減量・リサイクル推進週間」として位置付け、循環型社会形成推進基本法の考え方にに基づき、実施要綱に基づく普及啓発及び各種事業の推進について、格段の御配意、御協力をいただいております。

令和3年度からは、本週間は6月の「環境月間」に組み込みし、『令和3年度「環境の日」及び「環境月間」行事实施要領』の下に実施細目を設けて「ごみ減量・リサイクル推進の取組」を推進いたします。なお、現下の情勢は、一部の地方公共団体において、新型インフルエンザ等対策特別措置法第31条の4第1項に基づく、まん延防止等重点措置の実施等または、第32条第1項の規定に基づく、緊急事態宣言が発出されており、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、地域コミュニティにおける清掃活動（クリーン作戦）等の住民やNPO/NGO等の主体が多数参加する形式の事業実施については、それぞれの地域固有の実情や政府から随時示されている方針に応じて慎重に検討の上、意思決定をお願いします。また、新型コロナウイルス感染症の流行下においても、家庭ごみの収集をはじめ、廃棄物処理が地域住民の生活や社会経済のために不可欠な事業であることへの理解や、その円滑な実施のための協力を得られるように留意することが重要であることを踏まえ、地域広報紙や行政Webサイトによる紹介、またはTwitter（ツイッター）等のSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）を活用しての情報発信等の意識啓発の推進が必要と考えています。

以上について、本取組の趣旨に沿った事業の実施等に係る貴管内市町村及び関係団体に対する周知や協力要請等を御案内いただきたくお願いします。なお、本取組に係る事業の終了後においては、その内容、実績等について、別途環境省（大臣官房総務課広報室）より通知する環境月間の取組報告に掲記いただきますよう併せてお願い申し上げます。

(担当)

環境省環境再生・資源循環局

廃棄物適正処理推進課

庶務係 鳥毛、新井、小澤

TEL : 03-5501-3154

FAX : 03-3593-8263

令和3年度環境月間行事「ごみ減量・リサイクル推進の取組」実施細目

1. 名称

令和3年度環境月間行事「ごみ減量・リサイクル推進の取組」

2. 趣旨

国民の生活様式の多様化や消費意識の変化等により排出されるごみは多岐にわたっており、また、大量生産・大量消費型の経済社会活動は、大量廃棄型の社会を形成し、依然として最終処分場のひっ迫など廃棄物処理をめぐる現状は厳しいものがある。さらに、廃棄物処理は、温室効果ガスの排出による地球温暖化問題、天然資源の枯渇の懸念、大規模な資源採取による自然破壊など様々な環境問題にも密接に関係している。

これらのことを踏まえ、ごみの適正な処理とごみ処理に伴う生活環境への負担の低減に資するため、廃棄物等発生量の抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）の推進を強力に進め、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される「循環型社会」の実現を図ることが重要な課題である。

循環型社会の実現に向けて、循環型社会形成推進基本法をはじめ、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）、各種個別リサイクル法及びグリーン購入法等が制定されるとともに、第四次循環型社会形成推進基本計画（平成30年6月閣議決定）が策定されている。

この中で、地方公共団体に期待される役割について、地域循環共生圏の形成など地域における循環型社会を形成していく上で、中核的な役割を担っており、廃棄物等の適正な循環利用及び処分の実施や各主体間のコーディネーターとして重要な役割を果たすことが求められているところであり、特に、都道府県は広域的な観点から管内の市町村等の調整機能を果たすことが、市町村は地域単位での住民の生活に密着した循環システムを構築することが求められるとされている。

また、国民や事業者についても、自らも廃棄物等の排出者であり、環境負荷を与えその責任を有している一方で、循環型社会づくりの担い手でもあることを自覚して行動するとともに、より環境負荷の少ないライフスタイルや環境に配慮した事業活動への変革を進めていくことが求められている。

こうした諸制度の整備、適正な運用と併せてごみの減量とリサイクルの推進に向け、国民、事業者及び行政が一体となり意識の高揚と取組を推進していくに当たり、令和3年度からは、これまでの「ごみ減量・リサイクル推進週間」を6月の「環境月間」に統合し、期間中に実施される各般の施策や行事の一環として、「ごみ減量・リサイクル推進の取組」として定め、広く国民や事業者に対してごみ減量やリサイクルに関する具体的な方策等について普及啓発を展開することとする。

3. 期間

令和3年6月1日（火）から6月30日（水）までの1箇月とする。ただし、各主体に広く認知されている5月30日（ごみゼロの日）を起点にするなど、地域の実情により、この期間を標準として適切な期間を選定して差し支えないものとする。

4. 実施方法

地域の実情を踏まえて以下の事業を展開する。なお、集客又は動員を伴う催物の開催を企画する場合には、政府広報又は内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長が発出している通知に照らして、感染症拡大対策が十分なものか配慮すること。

- ア 広報誌等による啓発普及、容器包装リサイクル法、家電リサイクル法、自動車リサイクル法等に関する広報活動
- イ WebサイトやTwitter（ツイッター）等のSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）を活用しての情報発信等の意識啓発
- ウ 古物市（フリーマーケット）の開催
- エ 研修会や学校における出前授業の実施（※動画やリモートによる取組も含む。）
- オ 清掃センター等関係施設の見学会の開催
- カ 作文・絵画コンクールの開催
- キ ポイ捨て禁止の普及啓発
- ク 廃棄物処理における新型コロナウイルス感染症対策に関する周知や専門的助言の実施
- ケ その他これらに類する事業

○廃棄物処理における新型コロナウイルス感染症対策に関する周知

環境省Webサイト

- 廃棄物処理における新型コロナウイルス感染症対策に関するQ & A
https://www.env.go.jp/recycle/waste/sp_contr/infection/coronaqa/index.html
- 感染性廃棄物関連
https://www.env.go.jp/recycle/waste/sp_contr/post_36.html
- 新型コロナウイルス感染症に係る廃棄物対策に関する広報資料
https://www.env.go.jp/recycle/waste/sp_contr/infection/coronakoho.html
- 新型コロナウイルス感染症に係る廃棄物の処理及び感染拡大への対応に関する通知等
https://www.env.go.jp/recycle/waste/sp_contr/infection/coronatsuchi.html